

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿  
各 介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

「福岡コロナ警報」の解除と今後の対応について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県の感染状況や病床の使用状況等は、「福岡コロナ警報」の指標等で見ると、県民・事業者の皆様のご協力により、本県が4月7日をもって終了した「感染再拡大防止対策期間」の終了時点と比べ一段と改善しています。

このため、現在発動中の「福岡コロナ警報」については、6月1日（水）から解除することとしました。

取組にご理解・ご協力をいただいている県民の皆様、「感染防止認証店」をはじめとした事業者の皆様、ワクチンの接種促進や病床の確保をはじめ、最前線でご尽力いただいている医療関係者の皆様、施設内療養にご対応いただいている介護関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

「福岡コロナ警報」の解除後も、一人一人が基本的な感染防止対策を徹底し、適切に行動することが重要です。

このため、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の活性化の両立に向け、県民及び事業者の皆様へ、6月1日から、基本的な感染防止対策について、以下の資料のとおり協力をお願いしており、皆様にも引き続きご負担をかけることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、引き続き、高齢者施設等に対する要請（別紙参照）が記載されています。こうした取組を積極的に進め、感染対策に努めていただきますようお願いいたします。

<資料>

「福岡コロナ警報」の解除と今後の対応について

アドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronakaigi59.html>

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL：092-643-3251

監査指導第二係 TEL：092-643-3319

## 第59回福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（資料2抜粋）

（※部分は、福岡県保健医療介護部介護保険課追記）

## 「高齢者施設等に対する要請」

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。（特措法第24条第9項）
- ② 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。
- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ④ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大した場合は、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること。  
※ 「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡）を参照の上、地域における発生状況等も踏まえながら、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮した対面での面会について検討をお願いします。
- ⑤ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑦ 市町村と連携し、希望する入所者等へのワクチン4回目接種を速やかに実施すること。
- ⑧ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑨ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。